

基本事例

《事例1》路上強盗（強盗致傷）事件

遊び仲間のX（20歳）とY（21歳）は、仕事もなく遊ぶ金もなかったことから、2人で協力して通行人から無理矢理金品を奪おうと考え、コンビニエンスストア内の駐車場で通行人を物色していた。令和2（2020）年1月6日午前1時頃、酒に酔った感じの男性A（55歳）がちょうどコンビニエンスストアから出て、人気のない公園の方向に歩いて行ったので、XとYは、Aの跡をつけた。Xは、周囲に人気がないことを確認し、同日午前1時5分頃、S市中央区東1丁目2番3号のU公園内において、Aに向かって走り出し、いきなりAの背後からその背中を足で蹴った。Aは、バランスを崩して地面に倒れ込み、持っていた茶色の手提げ鞆を落とした。Xは、倒れたAに馬乗りになり、その顔面、胸部および腹部等を多数回殴ったり蹴ったりした。Yは、Aの黒革の財布等10点が入った手提げ鞆を持ち去り、Xも一緒に逃走した。Aは、同日午前1時20分頃、U公園近くの交番の警察官に自力で助けを求め、B巡査部長やC巡査らに被害の状況等を説明した。同日午前2時30分頃、Aの黒革の財布を持っていたYが緊急逮捕され、同月11日、Xが通常逮捕された。Aは、救急車で病院に運ばれ、全治約1カ月を要する左第11肋骨骨折、背部打撲、顔面打撲等の傷害と診断された。

《事例2》覚醒剤の所持（覚醒剤取締法違反）事件

F県警中央署の司法警察員Kは、以前、覚醒剤取締法違反の罪でS（22歳）を検挙したことがあったが、令和2年1月上旬、同居しているSの母親から「最近、息子の様子がおかしい、また覚醒剤を使用しているようだ」という情報提供を受けた。Kは、Sの母親の協力を得ながらSの動静を内偵していたが、同年2月9日深夜、Sが覚醒剤の密売場所として把握されている繁華街に出かけ、密売人らしき外国人に1万円札を渡して茶封筒を受け取る様子を確認した。そこで、Kは、捜査資料を整えて、同月10日、F地方裁判所裁判官に、Sが自宅で覚醒剤を所持しているという被疑事実で、F市中央区西2丁目3番4号のS方の捜索差押許可状の発付を請求し、その発付を受けた。Kら4名の司法警察員は、同月11日午前8時頃、S方に赴き、S方を捜索し、同日8時20分頃、Sが使用する眼鏡ケースから、使用済みの注射器1本や白色結晶粉末入りのチャック付小型ビニール袋2

袋を発見した。Kらが、上記白色結晶粉末の一部について覚醒剤か否かを試薬を用いて調べたところ、覚醒剤の反応を示したことから、同日午前 8 時 30 分、Kは、Sを、覚醒剤所持の事実で現行犯逮捕し、上記捜索差押許可状に基づいて、上記白色結晶粉末等を差し押さえ、S方の捜索・差押えは終了した。

《事例3》交通事故（過失運転致傷）事件

W（23 歳）は、令和 2 年 3 月 5 日午前 6 時 45 分頃、通勤のため、普通乗用自動車を運転し、G市南 3 丁目 4 番 5 号先の信号機もなく他に交通整理の行われていない交差点を直進しようとした。その交差点の直進方向出口には横断歩道（以下「本件横断歩道」という）が設けられていたが、Wは、カーナビゲーションの操作に気を取られ、前方左右を注視することなく、本件横断歩道を横断する歩行者等の有無およびその安全を十分確認しないまま、時速約 40km で進行した。その頃、V（55 歳）は、本件横断歩道上を横断歩行していたが、Wは、Vの前方約 10m の地点に迫ってようやくVに気づき、急ブレーキをかけたが間に合わず、自車左前部をVに衝突させてVを路上に転倒させた。その結果、Vは、入院加療 90 日間を要し、全失語等の後遺症を伴う外傷性脳内出血等の傷害を負った。

《事例4》食料品の万引き（窃盗）事件

Z（44 歳）は、会社員の夫と高校生の娘の 3 人で暮らす専業主婦である。Zは、令和 2 年 4 月 6 日午前 9 時 30 分頃、H県I市北 4 丁目 5 番 6 号のスーパーRにおいて、あんパンほか 30 点の食料品（販売価格合計 5400 円）を持って来たエコバッグに次々と入れ、そのまま、レジで精算せずに店の外に出た。Zは、自宅へ向かって歩いていたが、追いかけてきた同店店長Dに「お客様」と声をかけられ、立ち止まった。DがZに対し、「精算していない商品はありませんか」と尋ねると、Zは、「何のことですか」と答え、さらに、Dが「エコバッグの中のものです」と言うと、Zは、あんパン等が入ったエコバッグをDに預けた上、財布の中から 1 万円札 1 枚を取り出し、「お金ならありますから、支払います」と言って、1 万円札 1 枚をDに渡した。